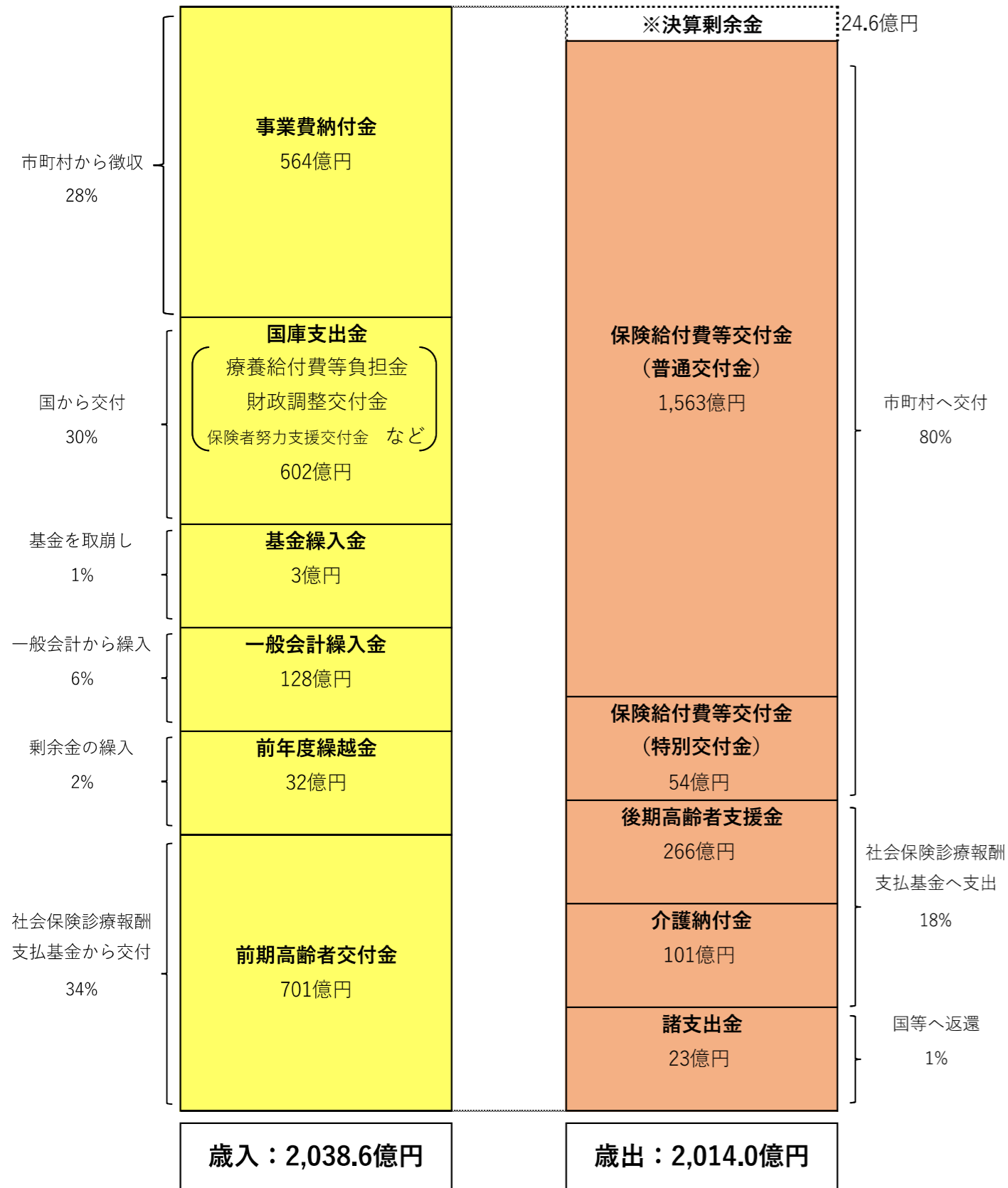


令和4年度国民健康保険特別会計 決算 歳入歳出の主な内訳



【参考】国民健康保険特別会計の主な歳入・歳出科目

■ 歳入

(1) 事業費納付金 (564 億円)

- ・都道府県単位化以降、県が財政運営の責任主体となり、保険給付費等交付金等の費用に充てるため、毎年度県が決定し、市町村から徴収している納付金。財源は被保険者の保険料等。
- ・県全体で推計した保険給付費等から、国庫支出金等の収入を差し引き、県全体の納付金額を算定し、所得水準・被保険者数等により按分することで、各市町村の納付金を算定する。

(2) 国庫支出金 (602 億円) の主な項目

①療養給付費等負担金 (383 億円)

- ・県が支払う療養給付費等に対し、国が定率 32% を負担するもの。

②調整交付金 (174 億円)

- ・普通調整交付金：都道府県間の財政力（所得水準等）の不均衡調整のため交付。
- ・特別調整交付金：交付基準に基づき、災害その他特別な事情がある場合に交付。

③保険者努力支援交付金 (24 億円)

- ・保険者（県・市町村）における医療費適正化への取組等を評価する指標に基づき、達成状況に応じて交付（取組評価分）。その他、令和2年度から事業費・事業費連動分が追加。

(3) 県一般会計繰入金 (128 億円)

- ・療養給付費等の 9% 相当額を一般会計から繰り入れるもの。
※ 高額医療費負担金対象額（1件 80万円超）の 1/4 相当等その他の一般会計繰入金もあり。

(4) 前期高齢者交付金 (701 億円)

- ・前期高齢者の加入割合に応じて、社会保険診療支払基金（以下、「支払基金」）から交付。
※ 国保のように被保険者における前期高齢者の割合が高い保険者は、保険給付の支払いに要する費用負担が大きくなることから、年齢構成に伴う保険者間の負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入割合の低い保険者から納付金を集め、当該財源をもとに加入割合が高い保険者に交付される。

■ 歳出

(1) 保険給付費等交付金 (1,616 億円)

①普通交付金 (1,563 億円)

- ・市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の交付申請に基づき、その同額を交付する。

②特別交付金 (54 億円)

- ・市町村の特別の事情に対して交付するもので、特別調整交付金のうち市町村のために交付される部分、県繰入金のうち個別の市町村に交付する部分等がある。

(2) 後期高齢者支援金 (266 億円)

- ・後期高齢者医療制度の財源の一部（約 4 割）を、国保等の医療保険者が、被保険者から後期高齢者支援金分の保険料として徴収し、支援金として一括納付するもの。県は支払基金から提示された額に基づき納付。

(3) 介護納付金 (101 億円)

- ・介護保険制度の財源の一部（約 3 割）を、国保等の医療保険者が、40 歳以上 65 歳未満の被保険者から介護保険料として徴収し、納付金として一括納付するもの。県は支払基金から提示された額に基づき納付。

※主な歳入・歳出のみ四捨五入で抜粋しているため、グラフ内合計と歳入・歳出総額は一致しない。

以上